



さくら 農業委員会だより



第84号 平成28年1月

発行 佐倉市農業委員会
〒285-0003

千葉県佐倉市飯野 820

TEL 043-484-6285(直通)

佐倉市ホームページ

(<http://www.city.sakura.lg.jp>)



佐倉市生谷のコスモス

主な内容

- 農業委員会会長あいさつ……………2頁
- 遊休農地の利用促進……………2頁
- 相続による農地の取得……………3頁
- 農地の売買や転用……………3頁
- 農地台帳……………3頁
- 農業者年金のお知らせ……………4頁
- 全国農業新聞のお知らせ等………4頁



カムロちゃん

(今年は申年なのじゃ! 佐倉・城下町
400年記念イメージ・キャラクター)

農業委員会会長挨拶

会長 三門 増雄



新年おめでとうございます。希望に満ちた新年を迎え、農家の皆様方には日頃より農業委員会の業務、事業につきまして、御理解と御協力をいただきありがとうございます。佐倉市は農業を基幹産業であると位置づけ、色々な農業施策を検討しておりますが、後継者不足、高齢化、農産物の価格の下落、TPPの問題等、近年の農業情勢は厳しい状況にあり、このままでは農業を続けていけないという声が聞こえております。また、昨年は、自然災害が猛威を奮い、幸い佐倉市には大きな被害がありませんでしたが、茨城県をはじめ、他県においては、農作物に大被害を及ぼしました。

このような中、農業委員は、農業者の代表としての役割を再認識し、かけがえのない農地や後継者を守り、耕作放棄地の解消を図りながら、地域農業の発展に向け、がんばっていききたいと思います。

皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

遊休農地の利用促進をお願いします。

農地法において、農地所有者は、農地を適正かつ効率的に利用する責務があることが規定されています。農業委員会では、市内耕作放棄地調査を実施した結果、約209ヘクタールであることを確認しました。

現在、市農政課と協力し、遊休農地解消の取り組みを進めています。**農地の維持管理が困難で貸付・譲渡を希望される場合は、地元の農業委員または、市農政課、農業委員会事務局までご相談ください。**



遊休農地は、雑草雑木の繁茂や害虫が発生し、周辺で耕作をしている農業者に迷惑を及ぼすこととなりますので、農地所有者においては、責任を持って管理し、他人に迷惑を及ぼさないようにしてください。

相続等により農地を取得した場合には届出を

農地法（農地法第3条の3第1項の規定）により、農地を相続（遺産分割及び包括遺贈を含む）法人の合併・分割及び時効取得などで農地の権利を取得した場合、農業委員会に届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合、罰則（10万円以下の過料）が科せられます。

また、届出の際は、農地の権利を取得した状況がわかるもの（遺産分割協議書・土地の登記事項証明書等）をご用意ください。

なお、耕作できない場合等は、農業委員会から貸し借り等のあっせんを受けることもできますので、ご相談ください。

農地の売買や転用をする場合には手続きが必要です。

農地を耕作目的で売買・貸し借りする場合や市街化調整区域の農地を農地以外に用途変更（転用）する場合は、農業委員会または千葉県知事の許可が必要になります。

許可を受けずに農地以外の用途に使用している場合は違反転用となります。

また、農地を埋立し盛土をする場合にも、農業委員会への届出、または、一時転用の許可が必要ですので、農業委員会までご相談下さい。

農業委員会では農地台帳を管理しています。

農地台帳は、所有農地及び小作地等を把握し、各種証明書の発行等農業委員会業務全般の基礎となるものです。農地法等の許可を得た農地の移動や貸借について農業委員会で台帳の整理を行います。また相続等によって農地を取得した人は農地のある農業委員会に届出が必要です。その他土地の分筆や世帯の変更などがあった場合には、ご本人からの申告をお願いします。特に認定農業者等の方については経営規模面積等を正確に把握する必要がありますので、ご協力をお願いします。

農業者年金に加入しませんか

●農業者の方なら広く加入できます。

60歳未満の国民年金の第1号被保険者であって、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。

●保険料は、月額2万円から6万7千円まで自由に選択できます。

●積立方式で年金額は加入者・受給者数に左右されない、少子高齢化時代に強い年金です。

●認定農業者等一定の要件を備えた意欲ある担い手に対して、国が保険料を一定の割合で負担する制度もあります。

●年金は終身受給できます。加入者が80歳前に亡くなった場合は、80歳までに受け取る予定であった年金を遺族が受け取ることができます。

加入のお問い合わせは、農業委員会又は下記まで。

独立行政法人農業者年金基金 電話：03-3502-3199
ホームページ：http://www.nounen.go.jp

農地の納税猶予を受けている方へ

贈与税・相続税の納税猶予の適用を受けている農地にもかかわらず、農業経営を廃止したり、宅地等への転用や耕作放棄地になっている場合は、原則として納税猶予が打ち切られることとなります。

この場合は、面積に応じ、税額の全部または一部に利子税を付して納付が必要となります。この制度は、農地の相続等による農業経営の細分化防止や農業後継者を育成する観点から設けられた税制上の特例措置であり、引き続き、農地の適正な利用をお願いします。

全国農業新聞を購読しよう

全国農業新聞は、農業経営に役立つ農業総合専門誌として、高い評価を受けています。毎週金曜日発行で、購読料は月700円（税込）です。

購読のお問い合わせは、農業委員会又は下記まで。

東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル
全国農業新聞 新聞業務部 電話：03-6910-1130

